

「専攻建築士」は、「仕事のできる建築士」
「CPD制度」は、「まじめに努力している建築士の証」

これからの建築士を建築士会が社会・消費者へ明示することで
＜信頼できる建築士＞を応援する制度です！

日本建築士会連合会では、専攻建築士とCPD参加者の名簿を作成し、ホームページで公開しております。建築士会は、倫理規定を遵守し信頼できる建築士を社会へアピールするために、より多くの皆様のCPD制度並びに専攻建築士制度への参加を推進しています。

専攻建築士制度

専攻建築士制度は、「消費者保護の視点に立ち、高度化し、かつ多様化する社会ニーズに応えるため、建築士の専門分化に対応した専攻領域及び専門分野を表示し、建築士の責任の明確化を図ることを目的とした建築士会の自主的な制度」です。「建築士」資格取得後、一定期間の専攻領域の実務経験をもち、かつ専攻領域に関わる一定の実績と必要なCPD実績を取得した建築士会の会員(指定団体の会員である非会員を一部含む)が申請できます。

1 専攻領域と名称の表示

名称・区分は下記の8領域とし、実務実績により新潟県では**2領域**まで取得することが出来ます。

名称	代表的な業務と基礎要件
まちづくり 専攻建築士	①都市デザイン、都市計画に係わる業務開発事業、区間整理・再開発等の具体的プロジェクト、または、都市・まちづくりの企画、調査等のコンサルタントに係わる業務 ②地域の住民やNPO団体等による景観保存・まちおこし運動・地域貢献活動等に対する専門家としての幅広い支援活動
統括設計 専攻建築士	建築士免許を必要とする建築の設計及び工事監理等に係わる業務。一般に、建築設計事務所、建設会社の設計部門等で「建築設計者」「技術スタッフ」等として従事している者。その他、官庁・地方自治体・公共団体や民間企業で、設計・工事監理等に従事している者も含む。「APECアーキテクト」は申請に基づき認定される。
構造設計 専攻建築士	建築士免許を必要とする建築の構造設計及びその工事監理等に係わる業務。 「一級建築士」を対象とする。「構造計算適合性判定員」・「構造設計一級建築士」・「JSCA 建築構造士」・「APEC エンジニア (構造)」は、申請に基づき認定される。
設備設計 専攻建築士	建築士免許を必要とする建築の設備設計及びその工事監理等に係わる業務。「一級建築士」又は「建築設備士」資格を持つ「2級・木造建築士」を対象とする。(実務経歴年数5年は、いずれか早い資格取得から算定する) 建築士免許を持つ「JABMEE シニア」・「設備設計一級建築士」は、申請に基づき認定される。
建築生産 専攻建築士	建築施工関連分野(現場の施工管理、積算・CM、建築リニューアル・維持管理等)に係わる業務。1級の「施工管理技士」資格を持つ建築士の実務経歴年数は、いずれか早い資格取得から算定する。建築士免許を持つ「建築積算士」「建築コスト管理士」で、日本建築積算協会の会員は、申請に基づき「積算」に認定される。ストック関連団体の資格を持つ建築士は、申請に基づき「診断・改修」に認定される。

棟梁 専攻建築士	①日本の伝統木造技術を継承し、その技術のもとに伝統建築（社寺建築、数奇屋等）の建築生産全体を統括しつつ、設計・工事監理及び施工(木工技能)を行なう業務 ②日本の伝統木造技術の基礎となる規矩術や木組みの架構技術を修得し、その技術を現代建築に活かし、木造住宅をはじめ、学校や福祉施設等の設計・工事監理、及び施工（木工技能）を行なう業務 以上①又は②の業務を行い、且つ後進の指導にあたる立場の者。
法令 専攻建築士	次の実績を持つ一級建築士。法令の策定、建築確認、住宅性能評価等に係わる業務。裁判所、行政機関、建築士会等に対する技術的・法的立場からの支援業務又は活動（裁判所支援・民事調停委員、民事鑑定委員、民事鑑定人、行政支援建築工事紛争委員会委員、建築士審査会、建築審査会、建築士会の建物相談（法令に関する）等の実績。）。「建築基準適合判定資格者」「建築主事資格試験合格者」は申請に基づき認定される。
教育研究 専攻建築士	教育機関（工業高校、高等専門学校、専門学校、大学等）において、建築に関する教育、訓練等の業務又は、研究・調査・開発機関（大学を含む）及び企業の研究開発部門等で、特定の専門分野の研究開発等の業務。「建築士」免許資格者を対象とする。

2 専門分野表示

(1) 専攻建築士は専攻領域に加え、得意とする「専門分野」を1専攻領域当たり3分野まで表示することが出来ます。(専門分野を表示するか、しないかは自由です)

専門分野表示の審査は、1専門分野毎に3件以上の実務実績で審査します。

まちづくり	統括設計	構造設計	設備設計	建築生産	棟梁	法令	教育研究
都市デザイン、景観計画、都市計画、再開発、区画整理、エバーサルトデザイン、防災まちづくり、まちづくりコーディネーター、まちづくりアドバイザー、街並み保存・修景、まちづくり	戸建住宅、集合住宅、医療施設、福祉施設、教育施設、生産施設、商業施設、業務施設、文化施設、宗教施設、交通施設、宿泊施設、物流施設、スポーツ施設、漁業関連施設、社寺建築、数奇屋造、伝統建築保護修復、ランドスケープ、ファシリティマネジメント、プロジェクトマネジメント、コンストラクションマネジメント、積算、リフォーム、診断・改修、農業関連施設	耐震診断・補強	空調設備、給排水衛生設備、電気設備、省エネルギー、情報システム	建築施工管理、設備施工管理、積算*1、診断・改修*2、工事監理、戸建住宅、集合住宅、維持管理、リフォーム、アース診断・改修、プレカット、コンストラクションマネジメント、鉄骨工作図、確認申請代行、鑑定書等作成	社寺仏閣建築、数奇屋造、伝統型木造住宅、古民家診断・改修・再生等、茅葺合掌造改修	建築確認・検査、性能評価、保証検査、建築紛争調停、特定行政庁等業務、建築相談、鑑定書作成	設計、構造、環境設備、材料・施工、福祉工学、建築計画、都市計画、建築史

*1 必要資格：〔積算〕「建築積算士」「建築コスト管理士」（日本建築積算協会）を持つ建築士

*2 必要資格：〔診断・改修〕特殊建築物等調査資格者（日本建築防災協会）、建築設備検査資格者（日本建築設備・昇降機センター）、建築仕上診断技術者（建築・設備維持保全推進協会:BELCA）、建築設備診断技術者（BELCA）、建築・設備総合管理後術者（BELCA）を持つ建築士

3 専攻建築士の審査、認定・登録要件

専攻建築士の審査、認定・登録は次の①～③が要件となります。

- ①「CPD」を実施し、12単位を取得していること
- ②「建築士資格取得後の専攻領域の実務経歴年数が5年以上あること」
- ③「当該領域の責任ある立場での実務実績」（要第三者による証明）が3件以上あること。

※「責任ある立場での実務実績」とは

- ① 比較的小規模の業務について、企画、計画、設計・監理、調整、施工管理などの大半の業務を行った実績
- ② 比較的大きな業務の一部を担当して業務全体を理解した上で関連部署との調整やチームの指導などの業務を行った実績
- ③ 複雑な条件下の業務、新しい考え方が求められる業務、あるいは複数の領域にまたがる業務を主導的、または、それらを統括する立場で行った実績

専攻領域別申請要件

建築士免許取得後、必要実務経歴年数と責任ある立場での実務実績が3件以上あり、かつCPD履修単位登録を行った者。

専攻領域	対象建築士資格等	必要実務年数+実務実績+必要CPD単位	実務経歴・実績に代えることのできる協定団体等の資格
まちづくり	建築士	建築士免許取得後 5年の経歴 + 実務実績3件 + 直近1年のCPD12単位	—
統括設計	建築士		・「APECアーキテクト」: ☆1
構造設計	1級建築士		・「APECエンジニア(構造)」: ☆1 ・日本建築構造技術者協会「JSCA建築構造士」: ☆2 ・「構造計算適合性判定員」・「構造設計一級建築士」: ☆2
設備設計	建築士		・建築設備技術者協会「JABMEEシニア」: ☆1 ・「設備設計一級建築士」: ☆2
建築生産	建築士※1		・日本建築積算協会「建築積算士」「建築コスト管理士」 ・ストック3団体「5資格」: ※3、☆3
棟梁	建築士		・日本伝統建築技術保存会「正会員」 ・「日本伝統建築技能者」: ☆2
法令	1級建築士		・「建築基準適合判定資格者」: ☆2
教育研究	建築士		—

※1:実務経歴年数は「建築士」か「建築設備士」、「1級電気工事施工管理技士」、「1級管工事管理技士」のどちらか早い取得からカウントできる

※2:建築主事資格合格者はこれに該当しない。

※3:特殊建築物等調査資格者 : 日本建築防災協会
 建築設備検査資格者 : 日本建築設備・昇降機センター
 建築仕上診断技術者 : 公益社団法人ロングライフビル推進協会
 建築設備診断技術者 : 同上
 建築・設備総合管理技術者 : 同上

☆1:CPD/実務経歴/実務実績 ☆2:実務実績 ☆3:実務実績に換えることができる

※18ヶ月を超える長期案件は実務実績2件とする

4 登録の更新

専攻建築士は5年毎に登録を更新する必要があります。更新に際しては、CPDの実施（5年間に60単位以上）が必須要件となります。

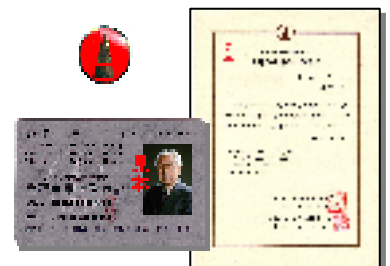
登録更新要件は

- ① CPDは5年で60単位以上
- ② 実務の確認「責任ある立場で実績3件」で、登録更新が可能です。

5 社会への表示

専攻建築士に認定・登録されると「登録証」、「カード」、「バッジ」の3点が交付されます。認定登録された専攻建築士は「CPD参加登録者」と共に、ホームページで専攻建築士が検索できます。

また、消費者の要請により、正当な理由のある場合は、申請時の資料を開示する場合があります。その他、公共発注の経歴書の一部や転職の際のポートフォリオとしても活用できます。



〈登録証・バッジ〉

6 新潟県建築士会専攻建築士制度申請方法について

1 関係書類の配布 配布期間：平成 23 年 10 月 3 日（月）～ 11 月 25 日（金）

■申請書類の配布方法

- ① 本会ホームページ (<http://www.025arc.net/>) よりダウンロード。
- ② 電話(025-378-5666)、FAX(025-285-2911)等で事務局へ請求してください。

2 審査・登録申請書類の受付 受付期間：平成 23 年 11 月 1 日（火）～ 11 月 30 日（水）

■受付場所 (社)新潟県建築士会事務局

受付時間：平日 9 時 30 分～16 時 30 分

■申込方法

申請書類を角 2 封筒に入れ、受付場所に持参、又は簡易書留郵便若しくは宅配により申請。(普通郵便での紛失は責任を負いかねます。)

3 申請に必要な書類

■審査・登録申請書

(登録誓約書等を含む指定書類。なお提出された書類等は返却できません)

■写真 2 枚

(無帽、無背景、正面上 3 分身を写した証明写真で最近 3 ヶ月以内に撮影したもの(カラー又は白黒)を裏面に氏名を記入して申請書所定欄に貼付。(カラーコピーやプリンター出力したものは登録カードを薬品処理するために不可)

■審査登録手数料払込受領証の写

(申請書所定欄に貼付)

■建築士免許証(免許証明書)の写し及び他建築関係資格免許証の写

※注意

- ① 審査・登録申請書は本会の定める平成 23 年度用申請書に限ります。
- ② 申請に必要な書類が不足していると、申請が受理されず、審査を受けることができません。また、審査の過程において、別途に「審査評議会」より追加や修正書類の提出をお願いすることはありますが、申請者自身による修正の申出は受けられません。なお、申請のため提出された書類については、返却いたしません。
- ③ 複数領域を希望する方は、登録を希望する専攻領域ごとに審査・登録申請書を作成して提出してください。
- ④ 氏名の漢字については、パソコンで操作・管理しますのでパソコンで扱えない文字(旧字)は使用できません。

4 手数料等 (新規・更新とも同額) ※会員外の料金はお問合せください

1 領域：16,800 円 +CPD 実績証明書 500 円=17,300 円(税込み)

2 領域：27,300 円 +CPD 実績証明書 500 円=27,800 円(税込み)

振込先 郵便振替口座 00600-6-20989 加入者名 (社)新潟県建築士会
(振込手数料は各自ご負担ください)
(※申請書を持参される方は手数料を添えて提出ください)

7 申請及びお問合せ先

(社)新潟県建築士会

〒950-0965 新潟市中央区新光町 15-2 県公社ビル 3 階

TEL：025-378-5666 FAX：025-285-2911 mail：info@025arc.net

<http://www.025arc.net/>